

人事院公示第2号

人事院は、人事院規則2—4（人事院の職員に対する権限の委任）第2項の規定に基づき、昭和38年人事院公示第5号の一部改正に関し、次のとおり決定した。

令和5年2月28日

人事院総裁 川本裕子

- 1 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
1 (略)	1 (略)
2 委任する権限及び所掌事務 一～六 (略)	2 委任する権限及び所掌事務 一～六 (略)
七 人事院規則9—24（通勤手当）に規定する次に掲げる事項 (1)～(10の5) (略) (11) <u>第21条</u> の規定に基づき、人事院が定めることとされている事項を定めること。	七 人事院規則9—24（通勤手当）に規定する次に掲げる事項 (1)～(10の5) (略) (11) <u>第22条</u> の規定に基づき、人事院が定めることとされている事項を定めること。
八～十一 (略)	八～十一 (略)
十二 人事院規則9—54（住居手当）に規定する次に掲げる事項 (1)～(6) (略) (7) <u>第9条</u> の規定に基づき、人事院が定めることとされている	十二 人事院規則9—54（住居手当）に規定する次に掲げる事項 (1)～(6) (略) (7) <u>第10条</u> の規定に基づき、人事院が定めることとされてい

<p>事項について定めること。</p> <p>十三 (略)</p> <p>十四 人事院規則 9—80 (扶養手当) <u>第 5 条第 1 項</u>の規定に基づき、人事院が定めることとされている事項について定めること。</p> <p>十四の二 (略)</p> <p>十五 人事院規則 9—89 (単身赴任手当) に規定する次に掲げる事項</p> <p>(1)～(9) (略)</p> <p>(10) <u>第 10 条</u>の規定に基づき、人事院が定めることとされている事項について定めること。</p> <p>十六～二十四 (略)</p> <p>3・4 (略)</p>	<p>る事項について定めること。</p> <p>十三 (略)</p> <p>十四 人事院規則 9—80 (扶養手当) <u>第 6 条第 1 項</u>の規定に基づき、人事院が定めることとされている事項について定めること。</p> <p>十四の二 (略)</p> <p>十五 人事院規則 9—89 (単身赴任手当) に規定する次に掲げる事項</p> <p>(1)～(9) (略)</p> <p>(10) <u>第 11 条</u>の規定に基づき、人事院が定めることとされている事項について定めること。</p> <p>十六～二十四 (略)</p> <p>3・4 (略)</p>
--	---

2 この決定による改正は、令和 5 年 4 月 1 日から効力を発生する。